

バングラデシュ人権報告書 2017 年版

概要

憲法によると、バングラデシュは世俗主義の民主主義人民共和国である。シェイク・ハシナ (Sheikh Hasina) 首相及び同首相が率いるアワミ連盟 (Awami League) (AL) は、2009 年以来、権力を握っている。首相と AL の再選を決めた 2014 年の議会選挙は、国内及び国際的観測筋から、国際水準を満たすものではないと評された。

文民当局は、治安部隊に対する実効支配を維持した。

最も重大な人権問題は、以下のものが挙げられた。政府の治安部隊による超法規的処刑、拷問、恣意的又は不法な拘禁及び強制的な失踪、言論の自由、報道の自由及び非政府機関 (NGO) の活動に対するものを含めた市民的自由権に対する制限、政治的プロセスに参加する自由の欠如、汚職、ジェンダー・宗教・カースト・部族 (先住民族を含む) 及び性的指向及び性同一性を理由とする暴力と差別も依然として根強く、それらは、部分的に、責任を問われることが無いことに起因していた。人身売買は引き続き重大な問題であり、労働者の権利に対する制限及び最悪の形態の児童労働も同様だった。

治安部隊が人権侵害を犯しても刑事罰に問われないことが常態化しているという報告が複数あった。治安部隊による虐待及び殺害事案を捜査及び訴追するために政府が講じた措置は限定的であった。警察及び治安部隊に対する国民の不信感により、国民の多くは、支援を求める又は刑事事件を届け出るために政府軍に頼るのを躊躇した。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

生命及び個人の自由に対する権利は憲法の定めるところである。しかし、政府又は政府の代理機関が恣意的な又は法に基づかない殺害を犯したという報告が多数あった。

疑わしい死亡は、家宅搜索、逮捕及び他の法執行業務の途上に発生したものだった。多くの場合、治安部隊は、武器を回収するあるいは共謀者を突き止めるために拘束中の容疑者を犯罪現場又は隠れ家へ深夜に連行し、共謀者が警察に向けて発砲した際に容疑者が殺害されたのだと主張した。政府は通常、これらの死亡を「十字砲火殺害」、「銃撃戦」又は「出会い頭の殺害」といった表現で説明したが、これらは、緊急行動部隊 (Rapid Action Battalion) (RAB) 又は警察部隊と犯罪組織との銃撃戦についてよく使用される表現だった。メディアも時々、これらの用語を使って、警察の正当な武力行使を表した。複数の人権擁護団体及び報道機関の主張によれば、この「十字砲火」事件の多くは、実際のところ、超法規的処刑であった。複数の人権擁護団体が、一部の事案について、警察部隊が容疑者を拘禁し、尋問及び拷問を行い、逮捕現場に連れ戻し、処刑し、そのような死亡を武力攻撃に応戦する合法的な防衛のせいにしたと主張した。国内人権擁護団体である Ain O Salish Kendra (ASK) の報告によれば、治安部隊は 162 人もの民間人を「十字砲火」事件で殺害した。別の国内人権擁護団体オディカル (Odhikar) の報告によれば、治安部隊は 2017 年 10 月までに、118 人もの命を超法規的に奪ったということである。

2017 年 5 月 12 日、ラジバリ県 (Rajbari District) ゴーランダ郡 (Goalanda Upazila) において RAB の部隊がラキバル・ハサン・バップ (Rakibul Hasan Bappi) 及びレオン・モッラ (Lalon Molla) を射殺した疑いがある。RAB によると、この 2 人の男性は、非合法組織のプルバ・バングラ (Purba Banglar) 共産党の会合を RAB が強制搜索した際に発生した銃撃の間に死亡したという。容疑者の

家族は、警察部隊が5月12日の事件の数ヵ月前に2人を逮捕及び勾留したと主張している。この銃撃の発生した状況は疑問が残るものだった。

ASKは、警察部隊の隊員が2017年中、勾留中の被拘禁者を最高で53人殺害したと述べ、オディカルの報告では、治安部隊が2017年前半6ヵ月の間に6人の被拘禁者を殺害したとのことである。

政府に抗議していたコミュニティ指導者マザラル・イスラム (Mazharul Islam) の家族は、ナオガウン県 (Naogaon) で RAB が同氏を逮捕した後、拷問して殺害したと主張した。2017年9月8日、Islam の家族は、RAB がシンガルハット (Singarhat) バザールの茶屋でイスラムを逮捕し、後に自宅でイスラムを拘禁し、そこで RAB の隊員がイスラムを拷問したと主張した。その後、RAB はイスラムをラジシャヒ医科大学病院に搬送したが、9月9日、この病院でイスラムは死亡した。報道機関によると、病院は、イスラムの身体の複数の箇所に負傷があったと報告した。9月18日、イスラムの妻であるシャミマ・アクタル・スワプナ (Shamima Akhtar Swapna) は、ジョイプールハット県 (Joypurhat) の RAB-5 中隊長、カンショパーラ (Kanshopara) ユニオン評議会議長、及びその他地元の住民達を、夫を拷問及び殺害したことについての殺人事件として告発した。警察は当初決められた10月18日の公判日に全ての裁判資料を用意することができなかったため、新たな公判日が2018年1月15日に定められた。スワプナ及びこの裁判の証人は、見知らぬ携帯電話の番号で、裁判での2人の役割について脅迫を受けたと述べている。

地方自治体の要職についての複数の派閥と与党メンバーの間の競争から、ライバルのアワミ連盟の候補の支持者間で暴力による衝突が発生し、殺人が起きた。ASKの報告によると、2017年の最初の9ヵ月間で、政治的な暴力により44人の死亡と3,506人の負傷者が発生した。

(2017年)8月、総選挙を目前にした権力闘争で、ラジュナガル (Rajnagar) ユニオンのリーダーらの支持者間における、アワミ連盟の党内での暴力的な対立が発生した。この対立で56人が負傷し、ジュバ・リーグ (Juba League) の若者1名が銃創が原因で死亡した。

テロリスト達は、2017年3月、3件の別々のテロ事件において殺人を犯したが、その全てについて ISIS が犯行声明を出している。3月17日、1人の自爆犯と見られる者が RAB 兵舎に侵入し、1人が殺害された。3月24日、1人の自爆犯がダッカのハズラット・シャージャラル (Hazrat Shahjalal) 国際空港近くの警察の検問所で2人を殺害した。3月25日、シレット (Sylhet) にある ISIS のアジトと疑われる場所の家宅捜索中、2回の爆発によって8人が死亡し、40人以上が負傷した。

b. 失踪

人権擁護団体の報告及び報道によると、複数の失踪及び誘拐が相次いで発生し、一部は治安部隊の犯行によるものであった。かかる行為の防止又は捜査に向けた政府の取り組みは限定的であった。失踪の申立てを受けて、治安部隊は一部の個人を告発せずに釈放し、何人かを逮捕した。死体で発見された者もいれば、行方がわからない者もいた。ASLによると、2017年中、60件の強制的失踪が発生した。

2016年8月、当局はバングラデシュ国際犯罪法廷 (International Crimes Tribunal) (ICT) によって有罪判決を受けていた、元野党政治家3人の息子達を拘束した。この3人に対する当局による嫌疑は、3人が父親達の1人の処刑を阻止しようと共謀したというものであったが、3人は一度も正式に起訴されなかった。7ヵ月後、当局はウマム・クウェイダー・チョードウリー (Hummam Quader Chowdhury) を釈放したが、ミル・アフメド・ビン・カシム (Mir Ahmed Bin Quasem) とアマーン・アズミ (Amaan Azmi) の行方は2017年末の時点で不明である。2017年2月、国連人権高等弁務官事務所は報告書を発表し、少なくとも40人の失踪があると述べた。政府は、強制失踪に関する国

連作業部会（UN Working Group on Enforced Disappearances）からのバングラデシュ訪問の要請に応じなかった。

政府高官は繰り返し、強制失踪の事件を否定し、被害者は自ら身を隠しているのだと主張した。2017年7月4日、司法調査によって、強制的失踪は発生していると結論付けられ、警察捜査局（Police Bureau of Investigation）は失踪した人々に関して措置を講じるよう命じられた。2017年4月、スウェーデンのラジオが、あるRAB上級職員との秘密で録音されたインタビューを報道し、これにおいて当該職員は、所属のユニットが常態的に市民を捕らえ、殺害し、遺体を遺棄していたことを認めた。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じているが、地元及び国際的な人権擁護団体の報告及び報道によると、RAB、諜報機関及び警察を含めた治安部隊が、逮捕及び取り調べの際に拷問や、残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を行ったとのことである。伝えられるところによれば、治安部隊は、過激派構成員の容疑者や野党党員から情報を聞き出すために拷問を利用した。また、治安部隊は脅迫、殴打、ニーキャッピング（足の狙い撃ち）及び電気ショックを使用し、また時々、強姦及び他の性的虐待を働いたとも伝えられる。2017年中、オディカルの報告では、治安部隊は約12人の人を拷問し、死に至らしめた。

法律には、治安判事が容疑者を尋問のために勾留することを認める規定が盛り込まれており、これは再勾留として知られ、その期間中、弁護士が立ち会っていなくても容疑者に尋問することができる。複数の人権擁護団体の主張によれば、拷問事例の多くはこの再勾留期間中に、被疑者から情報を聞き出す手段として発生するというものである。

2017年10月20日の時点で、国連は、同年中にバングラデシュの平和維持兵に対する性的搾取及び虐待の訴えを2件受理していると報告した。申立てた被害者の主張によると、国連ハイチ安定化ミッション（UN Stabilization Mission in Haiti）に配備されていたバングラデシュ警察官が、子どもに性的暴行を行い、性交渉を要求したとのことである。11月現在、2件の申立てについての捜査は終了していなかった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は依然として苛酷な状況で、また時々、過密、不十分な施設及び適切な衛生状態の欠如が原因で生命を脅かすこともあった。ASKによると、こうした状況が収容中の死亡の一因であり、2017年中に合計53人が刑務所内で死亡した。

物理的状況：刑務局（Department of Prisons）によると、定員36,614名を想定して設計された態勢に76,025人の受刑者が収容されていた。当局はしばしば、裁判前の被拘禁者を受刑囚と一緒に投獄していた。

過密状態のため、受刑者は交替で睡眠を取り、またトイレ設備は不十分であった。2016年のドイツ国際協力公社（German Agency for International Cooperation）（GIZ）の報告によれば、刑務所は、採光、空気、人間らしさ及びプライバシーに対する最低基準を満たしていなかった。2016年、複数の人権擁護団体及び報道機関によると、受刑者の中には治療を受けていない、あるいは水を飲ませてもらえない者もいたが、刑務所当局は、どの刑務所も飲用水を利用できると述べた。刑務所での水の利用可能量は国内の他地域での利用可能量と同等であったが、たいていは飲用に適さないものであった。

刑務所内での状況は、また同じ刑務所複合施設内であってもしばしば、その状況には大幅な差があった。当局は、一部の受刑者を高温、劣悪な換気、そして過密に晒される区域に収容していた。法律は、刑務官が「VIP」と指定した個人が、生活条件及び食事を改善した「A区画」の刑務所施設への入所でき、家族との面会頻度を増やす権利や監房内での手伝い役を務める貧しい収監者の提供の利用機会を認めている。

法律では未成年者を成人とは別に収容するよう要求しているが、当局は、多数の未成年者を成人と一緒に収容していた。法律や裁判所の判決で未成年者の投獄を禁じているに関わらず、児童も時々（場合によっては母親と一緒に）投獄されていた。

当局は日常的に、女性受刑者を男性とは別に収容していた。法律では「安全な勾留状態」の女性（通常は強姦、人身売買及びドメスティック・バイオレンスの被害者）が犯罪者と一緒に収容されることを禁じているが、当局者は必ずしも別々の施設を提供するとは限らなかった。当局は、これらの女性達がこの勾留状態から逃れるための許可を発行しなければならない。

ダッカの中央刑務所は、精神障害者のための施設が備えられていたが、全ての収容施設に精神障害者用の施設があるわけではなく、そのように法律で要求されてもいない。判事は、人道的根拠に基づいて障害者に対する刑罰を減じることができる。看守もまた、例えば、障害を持つ収監者を刑務所病院に移送する等の特別な措置を講じることができる。

運営：刑務所には、収監者が不服申立てを提出できるオンブズマンはなかった。刑務所当局は、深刻な人員不足で制約を受けていると指摘した。再訓練及び更生プログラムの範囲は、極めて限定的であった。

独立的監視：政府は、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）による視察訪問を許可した。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

恣意的な逮捕及び勾留は、憲法で禁じられている。1974年の特別権限法（Special Powers Act）では、当局が治安又は公共の秩序に対する脅威となると判断した場合、判事からの命令又は令状を得ずに、個人を逮捕及び勾留することを認めている。この法律は、法執行当局者による逮捕を正当化するために広く引用されていた。憲法は、あらゆる人に法廷において自らの逮捕又は勾留の適法性に異議を唱える権利があると定めているが、政府は概してこの要件を守っていない。報道機関、市民社会団体及び人権擁護団体は、政府が過激派構成員の容疑者だけではなく、市民社会団体や野党の構成員に対しても、強制的な失踪を行ったと非難している。当局は、家族又は法定代理人に居場所又は現状を明らかにしない状態又は、最初の段階で逮捕事実を知らせない状態で被拘禁者を拘束することがあった。

警察及び治安組織の役割

バングラデシュ警察は、内務省（Ministry of Home Affairs）の管轄下に置かれ、国内の治安及び、法と秩序の維持を委ねられている。バングラデシュ警察の数多くのユニットが、競合する任務の下で運営されている。それらのユニットの中で最も重要なものは、テロ対策・国際犯罪課（Counter Terrorism and Transnational Crime Unit）、緊急行動部隊（RAB）（主にテロ対策に重点を置いた特命ユニット（Special Mission Unit））及び刑事課（Detective Branch）である。

陸軍は、首相（防衛大臣を兼務）直属の組織であり、対外安全保障を担当する。陸軍はまた、文民当局を支援する上で必要とされる場合は、後方部隊として、国内の様々な治安職務の支援に「活用される」こともあり得る。これには、テロリズムの事件への対応なども含まれる。

軍情報総局（Directorate General of Forces Intelligence）（DGFI）及び国家安全保障諜報局（National Security Intelligence）（NSI）は、その責任及び権能が重複しているものの、主な2つの情報機関である。両機関とも、国内の及び対外的な事項に責任を負い、防衛大臣としての首相の直属下にある。報道機関によると、DGFIは、且つ、程度は低いもののNSIも、政治的動機による人権侵害を行っていた。これには、テロリスト容疑者、野党の党员、市民社会団体の構成員その他に対する人権侵害も含まれていた。

文民当局は軍及び他の治安部隊に対する実効支配を維持していた。政府は、治安部隊内での職権濫用及び汚職を捜査及び処罰する仕組みを設けているが、これらの仕組みが規則通りに使われていたわけではない。政府は引き続き、警察の職業意識、規律、訓練及び対応能力の向上及び、汚職低減に向けた措置を複数講じた。警察の基礎訓練には、コミュニティを基本とする警察活動の実施に向けた取り組みの一環として、適切な武力行使に関する指示が引き続き組み込まれた。

警察の方針によれば、重大な身体的傷害又は死亡を引き起こした行動を含め、警察による大規模な武力行使は全て、自動的に内部調査を発動することになっており、これは通常、監察総監（Inspector General of Police）（IGP）に直属する専門職基準課によって行われるということである。今後は政府自ら「ゼロトレランス」を証明し、2016年に発生した治安部隊による超法規的処刑の全面的捜査を行う意向を示した。政府高官のいくつもの前言にもかかわらず、政府は、治安当局者による全殺人事案に関する統計データを公表したことも、事案の捜査に向けて包括的措置を講じたこともなかった。2016年、複数の人権擁護団体が、この評価を実施する専門職基準課の独立性に懐疑的な見方を示した。政府による告発として知られる数少ない事例では、有罪判決が確定した個人は概ね、行政罰しか受けなかった。

治安部隊は虐待を働き続けたが、刑事責任を問われなかった。原告は、長期間に及ぶ裁判手続及びや報復に対する恐怖から、刑事事件で警察を告発することを躊躇した。警察を相手取った告訴の躊躇も、不処罰の風潮を助長する要因であった。法執行機関の主要な地位の多くは、与党に忠誠を誓う官吏で占有されていた。

政府は、人権侵害事案を調査する、RAB内に設置された内部調査室（Internal Enquiry Cell）を引き続き支援した。RABは調査結果を広く公開せず、その代わり、人権侵害を問われた職員に対する重要な措置を発表した。

治安部隊は、社会的暴力の防止を怠った(第6節参照)。

逮捕手続及び勾留中の取扱い

憲法では、逮捕及び勾留は令状により承認されるか又は進行中の犯罪の観察の結果として行われなければならないと定めているが、1974年の特別権限法は、これらの保護規定に幅広い例外を認めている。

憲法に基づき、被拘禁者は、24時間以内に司法官の前に出頭し、被疑事実を告げられなければならないが、これが常に実行されるわけではなかった。政府又は県裁判所の治安判事は、国家安全保障を脅かすおそれのある行為の実行を防ぐ目的で、ある個人の30日間の拘禁を命ずることができる。

しかし、当局は時々、もっと長い期間にわたり拘禁することもあり、その責任を問われることはなかった。

保釈制度があり、機能しているが、被告の保釈時に出廷させずに新しい事案で被告を再逮捕することを禁じる 2016 年 5 月の最高裁判所上訴部の指令にもかかわらず、警察は日常的にこれを行い、責任を問われることはなかった。

当局は概して被告側弁護士が依頼人と面会することを、正式な告訴が裁判所に提起された後に限り許可したが、場合によっては面会が最初の逮捕から数週間後、あるいは数ヵ月後にやっと実現することもあった。被拘禁者は、弁護士費用を支払う能力が無い場合でも弁護士を利用する権利が法的に認められているが、国は、この権利を行使させる十分な資金を用意しなかった。

恣意的な逮捕：多くの場合は政治的な抗議デモとの関連で、又は治安部隊の対テロ活動の一環として、恣意的な逮捕が複数発生し、政府は人々を具体的な罪状なしに勾留し、時には他の容疑者に関する情報収集を目的に拘禁することもあった。1974 年の特別権限法が非常に広範囲に適用可能で、逮捕は既に発生した犯罪に基づいて行われなければならないという要件を撤廃しているため、そうでなければ恣意的と見なされるであろう逮捕に法的な正当性を与えている。警察が一斉逮捕運動を実施し、伝えられるところによると野党活動家 2,000 人を含む 14,000 人を逮捕した前年（2016 年）と異なり、2017 年中は、警察は様々な容疑で反対派勢力の人々を断続的に逮捕した。

裁判前の勾留：恣意的かつ長期間に及ぶ裁判前勾留は依然として問題で、その背景には官僚主義的な非効率、限られた資源、裁判前の規則の手ぬるい執行、そして汚職があった。一部の事件では未決拘禁期間が、犯罪容疑に対する量刑期間と同等、あるいはもっと長かった。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力：治安判事は被拘禁者に、拘禁理由を 15 日以内に伝えなければならない、諮問委員会は、規則により、被拘禁者の事案を 4 ヶ月後に精査することを義務付けられている。この諮問委員会は、政府によって指名され、高等裁判所に指名され得る、且つ、国家に仕える「上級幹部職」である 2 名の個人で構成される。被拘禁者は上訴権を有する。

裁判官の職に欠員が多いことが、勾留の合法性に異議を唱える能力を損なっていた。（2017 年）9 月 23 日、デイリー・スター紙は、裁判官の採用が遅れていること、それによって司法手続が妨げられており、未決の裁判件数が膨大な数に上っていること、51 名分の地方裁判所の裁判官職を含め、397 名分の下級裁判所の裁判官職が空席であることを報じた。下級裁判所では 270 万件を超える事件が未決であり、最高裁判所の高裁部（High Court Division of the Supreme Court）では 40 万件が未決だった。

e. 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、汚職及び政治的干渉により、その独立性は阻害された。2014 年、議会は、判事に対する弾劾権を議会に与えるという第 16 次憲法改正を可決した。2017 年中、最高裁はこの改正を違憲であると判断したが、それにより最高裁長官が議会及び首相と公然と対立し、その結果、長官の辞任と国外脱出を招いた。長官は、政府が辞任を強要したと主張したが、政府はこれを否定した。2017 年末現在、政府は最高裁長官に対する汚職容疑の追及を続けていたが、これについて人権観測筋は、政治的な動機に基づいたものではないかと主張した。

人権観測筋によると、多数の事件において、治安判事、法廷弁護士及び裁判所職員が被告人に賄賂を要求したり、政界の人脈網の影響又はそれに対する忠誠に基づいて判決を下したりした。複数の監視団によれば、政府に不利な判決を下した判事は、他の管轄区に異動される危険に晒されると

いうことである。伝えられるところによれば、政府関係者の中には、特定の事案では、弁護士が被告の代理人を務めるのを阻止する者もいた。

汚職及び膨大な未処理事案が裁判所制度を阻害し、また長期に及ぶ休廷の許可が事実上、多数の被告人が公正な裁判を受けることを妨げた。

裁判手続

憲法では公正な裁判を受ける権利を規定しているが、司法制度は必ずしもこの権利を保護したわけではなく、その背景には汚職、派閥主義、人材不足及び制度上の行為能力の不足があった。

被告人は推定無罪であり、上訴権及び自分の罪状について詳しい情報を速やかに提供される権利も有する。被告は、公開審理に出席する権利を有する。貧しい被告人は公選弁護士を付けてもらう権利を有する。裁判はベンガル語で行われるが、政府はベンガル語を理解できない又は話すことができない被告に無償の通訳を提供していない。被告人は、抗弁に備える十分な時間に対する権利も与えられる。被告人は、検察や原告側証人に立ち向かい、被告側の証人や証拠を提示する権利を有する。また被告人は、証言や自白を強要されない権利も有するが、自白しない被告は長く勾留されることが多い。政府はこれらの権利を尊重しないことが多かった。

行政府の治安判事を裁判長とする移動裁判所は、即時評決を言い渡した。これにはたいいてい、法的代理権の機会を与えられなかった被告に対する刑期が組み込まれた。国内全 64 県の県行政長官（Deputy Commissioner）が集結し、ダッカで行われる年に 1 回の会議では、2016 年及び 2017 年に、行政府治安判事の司法権の強化に向けた 2009 年の移動裁判所法（Mobile Court Act）改正案の迅速な可決を政府に要求したが、2017 年末現在で、議会はまだかかる法律を成立させていなかった。2017 年 5 月、高等裁判所は、行政治安判事（executive magistrate）に司法権を付与することは「司法制度の独立性に対する正面攻撃であり、三権分立の原則に反するものだ」と判決した。政府は判決を最高裁判所の上訴部を通して上訴したが、判決は一時停止され、上訴部の次の決定が出されるまで、移動裁判所は機能し続けることになった。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯又は政治的理由により個人が勾留されたという複数の報告があった。国家安全保障上の脅威への対応という名目に基づいた虚偽の罪状等によって野党党員を逮捕及び訴追したと主張されるとき、政治的所属がその要因であるように思われることがあった。野党のバングラデシュ民族主義党（Bangladesh Nationalist Party）（BNP）は、自党員が恣意的に逮捕されていると主張したが、具体的な例を示さなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び組織は、人権侵害を理由に司法上の救済方法を求めることができるが、司法制度に対する国民の不信感から、多数の人々が訴状の提出を断念した。法律では、オンブズマンの設立を規定しているが、まだ 1 つも設立されていない。

財産の返還

政府は、主にヒンドゥー教徒住民に対する土地返還プロセスを迅速化するための、2001 年の既得財産（返還）法（2001 Vested Property（Return）Act）を改正しなかった（第 2 節 d を参照）。同法は、国家の敵と政府が宣言したあらゆる人の財産を政府が没収することを認めるものである。この

法律は、たいてい、少数派宗教集団が、特に 1971 年の独立戦争後に国外へ脱出する時に放棄した財産を収用する目的で使われた。

少数派コミュニティは多数の土地所有権紛争を報告したが、これらの紛争は、多数の土地所有者が、特に新設道路又は最近地価が高騰していた産業開発地帯に近い区域に居住する少数派を不相応に移転させたというものだった。彼らはさらに、地元の警察、民事当局及び政治的リーダーが時々立ち退きに関与している、あるいは政治的影響力のある土地横領者が訴追されないよう庇っていると主張した（第 6 節参照）。政府は 2016 年 8 月に、CHT に居住する先住民族への土地返還を許可することができる、チッタゴン丘陵地帯（CHT）土地紛争解決委員会法を改正した（第 2 節 d を参照）。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では私的通信に対する恣意的な干渉を禁じていない。それどころか諜報機関及び法執行機関は内務省の許可があれば私的通信を監視することができるが、警察は滅多に、私信を監視するための令状を裁判所から取得しなかった。複数の人権擁護団体の申立てによると、警察の公安課（Special Branch of police）、国家安全保障諜報局（National Security Intelligence）、及び軍情報総局（Directorate General of Forces Intelligence）は情報提供者を雇い、政府に批判的と認知された市民を監視し、報告するよう依頼していた。

国際犯罪法廷によって有罪判決を受けた人々の子どもが、親族が犯した罪の容疑で逮捕された件が少なくとも 3 件あった（第 1 節 b を参照）。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 報道の自由など、表現の自由

憲法では報道の自由を含め、言論の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を尊重しなかった。言論の自由は著しく制限されていた。一部のジャーナリストは嫌がらせを受けないよう、また報復を恐れるあまり、政府に対する批判を自己検閲した。

表現の自由：憲法では、憲法に対する批判を治安暴乱と同一視している。治安暴乱に対する刑罰は禁固 3 年から終身刑にまで及ぶ。2016 年、数人の著名人が治安暴乱罪で告発された。これには、BNP 党首のカレダ・ジア（Khaleda Zia）、テレビ司会者のマフムドゥル・ラーマン・マンナ（Mahmudur Rahman Manna）及び記者のカノク・サーウォー（Kanok Sarwar）などがいたが、政府はマンナとサーウォーの訴追手続を進めなかった。法律ではヘイトスピーチを制限しているが、ヘイトスピーチに該当する要素を明確に定義するわけではないため、政府に幅広い解釈権を認めている。政府は国家安全保障に反すると見なされる言論、外国との友好関係に反すると見なされる言論、公共の秩序、良識又は倫理観に反すると見なされる言論あるいは、「法廷侮辱罪」、名誉毀損又は犯罪教唆に該当する言論を制限することができる。国外寄付（奉仕活動）規制法（Foreign Donations（Voluntary Activities）Regulation Act）では、憲法上の機関を批判することを犯罪行為と見なしている。2006 年情報通信技術法（Information and Communication Technology Act）（ICTA）第 57 条は、個人及び組織の名誉毀損に言及しており、反対派の人々や市民社会団体のメンバーを訴追するために利用されていた。

報道及び報道機関の自由：活字もオンラインも独立した報道機関が活動しており、様々な見解を表明したが、政府を批判した報道機関は政府からの負の圧力に見舞われた。

政府は、バングラデシュ公共テレビ（Bangladesh public television）（BTV）に対する編集権限を維持しており、民間テレビ局は、無料で政府情報を報道することを義務付けられた。市民社会は、政府から与えられるテレビ局の放送ライセンスは全て、与党を支持する局が対象であったことを理由に、政府は許認可プロセスに干渉していると述べた。

暴力と嫌がらせ：当局は、場合によっては諜報機関も含め、ジャーナリストに身体的な攻撃、嫌がらせ及び脅迫を行った。

あるオンラインニュース機関のジャーナリスト、ウトパル・ダス（Utpal Das）は、2017年10月に行方不明となり、12月に姿を現した。戻ってきた後、ダスは不可解な声明を発表したが、観測筋は、ダスが脅迫の手段として強制的に失踪させられていたのではないかと述べた。大学教授でソーシャル・メディア上の著名人であるムバエル・ハサン（Mubaher Hasan）は、2017年中、44日間失踪していた。ニュース・サイトの『ザ・ワイヤー（The Wire）』がこの失踪についての責任は軍諜報機関にあると報じた後、政府は、『ザ・ワイヤー』へのアクセスを遮断した。

ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）によると、2017年5月17日、外務省は各在外大使館に文書を送付し、海外に渡航するバングラデシュのジャーナリストを監視するよう指示を出した。文書は、議会常任委員会（Parliamentary Standing Committee）からの勧告を引用しており、かかる勧告は、海外に渡航するジャーナリストが「国際的な場でバングラデシュに関する誤った情報を」与えるという懸念を表していた。

検閲又は内容の制限：独立系ジャーナリスト達は、諜報機関が、一つには金額的に重要な政府の広告を差し控えることによって、また、民間企業にもその広告を差し控えるよう圧力をかけることによって、報道機関に影響を与えている疑いがあると主張した。

民間紙は通常、多様な見解を報道する幅広い自由を享受したが、政治的分極化及び自己検閲は依然として問題であった。政府は、広告の支出を差し控えることによって、報道機関をコントロールする武器として広告を利用した。

政府は、政府に批判的な報道機関を処罰した。しばしば、政府当局者は民営テレビ局に対し、反対派の活動や声明を放送しないよう要求した。観測筋によると、プロトム・アロ（Prothom Alo）紙とデイリー・スター（Daily Star）紙は、政府や首相に対する批判を報じたとの理由で、首相主催行事の取材を拒否された。政府はまた、与党にダメージを与えると見なした報道を抑圧するため介入を行った。2017年9月22日、ミャンマーのニュース・ポータルである mizzima.com が、インド人ジャーナリストスビル・ボウミク（Subir Bhaumik）による「バングラデシュのハシナ、新たな暗殺計画を逃れる」という見出しの記事を公開した。9月23日、地元テレビ局の Jamuna TV 及び DBC News がこの記事の速報として放送したが、放送を中止するよう圧力をかけられた。

一部のジャーナリスト及び人権 NGO によると、ジャーナリストは自己検閲を行っているが、それは特に、治安部隊による報復を恐れてのことである。政府に対する国民の批判は日常的に発生し、忌憚のないものであったが、数名のメディアの大物が、政府による嫌がらせの懸念を表明した。

一部の国際報道機関は、ビザの取得の遅滞及び困難を報告した。政府管理下の映画検閲審議会は、国内及び外国の映画を審査しており、国家安全保障、法と秩序、宗教的感情、猥褻、外交関係、名誉毀損又は盗作を理由に映画を検閲又は禁止する権限を与えられていたが、この権限は以前ほど厳格ではなかった。

大手通信社を含め、国内及び国際的な報道機関は概ね、ミャンマーからのロヒンギャ難民の流入に関して報道することが可能だったが、2017年9月、2人のミャンマー人報道写真家が拘束され、スパイ容疑で起訴された。国際的報道機関の多くのメンバーがバングラデシュ国内に観光ビザで入国したが、警察は、この2人の報道写真家を、ジャーナリスト用ビザではなく観光ビザで入国したとして拘束した。拘束後2週間経って、2人は保釈されたが、当局が4週間後に告訴を取り下げるまで、バングラデシュから出国することができなかった。

政府以外の影響：無神論者でどの宗派にも属さない、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者及び性転換者（LGBTI）の作家及びブロガー達の報告によれば、過激派組織から相次いで殺害の脅迫を受けたということである。（2017年）11月、ある人権弁護士は、バングラデシュのLGBTIコミュニティを擁護する文章を書いたことで、殺害の脅迫を受けたと主張した。

インターネットの自由

政府はインターネットアクセスを制限及び遮断し、オンライン・コンテンツの検閲を行ったが、それぞれは個別の事例だった。バングラデシュ電気通信規制委員会（Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission）（BTRC）の報告によれば、2017年8月現在で、インターネット加入者数はおよそ7,700万人であった。これには、モバイル・インターネット加入者数およそ7,100万人が含まれる（国民1人が2件以上契約している可能性がある）。政府は、バーチャル・プライベート・ネットワーク（Virtual Private Network）（VPN）及びボイスオーバー・インターネット・プロトコル（Voice Over Internet Protocol）（VOIP）を禁じているが、この規定が執行されることはほとんどなかった。

政府によるインターネット通信への介入、アクセスのフィルタリング又は遮断、内容の制限及びウェブサイト又はその他の通信及びインターネットサービスの検閲が数件あった。政府は、曖昧な基準を根拠に、又は法的要件に違反した親野党的な内容に明確に言及して、多数のウェブサイトを中断又は閉鎖した。

電気通信の規制はBTRCが担当する。BTRCは法律の執行及び政府の要求を遂行し、インターネット・サービス・プロバイダに措置の実施を命令する方法で、コンテンツを遮断する。BTRCは、国家統一及び宗教的信念にとって有害であると政府が見なすインターネット上でのコンテンツにフィルターを掛けた。BTRCは2016年8月、政府及び政府高官を批判する題材を公表していた、又は政治的反对集団に対するあからさまな支持を売り物にしていると見なされた、35のニュース・サイトを遮断する指令を遂行した。このサイトの多くは、遮断されたままであった。

情報通信技術法（Information and Communication Technology Act）（ICTA）の第57条は、国家又は個人に対する挑発的又は軽蔑的な情報をインターネット上に投稿することを刑事罰の対象とする。この法律に反対の人々は、この規定が憲法に反して言論の自由を抑止するものであると述べた。政府はICTA及び死刑の可能性のある治安暴乱罪で告訴するという脅迫を使用して、インターネット上での活動を制限し、ネット上の表現の自由を抑制した。

デイリー・スターの調査によると、政府は、2017年3月から6月の間に、ICTA第57条に基づく11の事件で少なくとも21人のジャーナリストを訴追した。

学問の自由と文化的行事

政府は学問の自由又は文化的行事にほとんど制限を課さなかったが、当局は、宗教的又は地域社会での緊張の可能性を煽るおそれのある、慎重に扱うべき宗教及び政治的なテーマに関する研究を妨

害した。1971 年の独立戦争に関する学術的刊行物も、精査及び政府の承認の対象となった。大学教員の任命は依然として、政治的所属に基づいている。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法では集会の自由及び結社の自由を規定しているが、そのいずれに対しても制限があった。

平和的集会の自由

法律は、平和的集会の権利を認めているが、政府はこの権利を制限した。法律では、4 名を超える集会を禁ずる幅広い裁量権を政府に認めている。ダッカ首都圏警察（Dhaka Metropolitan Police）が出した命令では、ダッカでの抗議活動及びデモ等の集会に対し、事前許可を取るよう要求している。複数の人権擁護 NGO によると、当局が反対派集団の集会を禁止するためにこの規定を使用する例が増えていた。時々、警察又は与党活動家はデモを解散させる目的で武力を行使した。

2017 年中、警察は複数の機会において野党党員がイベントを行うことを妨害した。例えば、警察は野党第一党 BNP の労働委員会が、5 月 1 日の「労働者の日」を記念する集会をダッカで開く許可を出さなかった。一方、政府関連の団体は、公開イベントを開くことを認められた。

警察は、かつての政党で現在は NGO であるイスラム協会（Bangladesh Jamaat-e-Islami）の会員が、私的な室内での会合であるにもかかわらず、会合を開くことを認めなかった。2017 年 10 月 9 日、警察は、ダッカ市内のウッタラ（Uttara）界隈で、国内に不安をもたらす計画を立てていたという容疑で、イスラム協会の 9 人のメンバーを拘束したが、その中には会長、副会長及び事務局長が含まれていた。

結社の自由

法律では国民の結社権を、倫理観又は公共の秩序を守るための「合理的制限」を前提として規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。政府の NGO 業務局（NGO Affairs Bureau）は時々、人権、労働者の権利、先住権又はロヒンギャ族難民への人道支援など、同局が繊細な問題と見なす分野で活動する NGO への外国からの資金提供の承認を差し控えることがあった（第 2 節 d、第 5 節及び、第 7 節 a を参照のこと）。

2016 年国外寄付（奉仕活動）規制法（Foreign Donations（Voluntary Activities）Regulation Act）は、NGO 又は政府関係者による外資の受領に追加制限を課し、且つ、憲法又は憲法制度について「権威を損なうような」意見を述べる NGO に対する刑罰を定めた（第 5 節を参照）。政府はその後、数多くの NGO がその後バングラデシュ国内で活動することを認めないと発表したが、報道機関によるとその中には Muslim Aid Bangladesh、Islamic Relief、及び Allama Fazlullah Foundation などの団体が含まれていた。これらの団体の活動禁止に国外寄付法が特に利用されたか否かについては不明だった。

c. 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。www.state.gov/religiousfreedomreport/

d. 移動の自由

法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び本国送還の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重したが、慎重を期すべき2つの区域、即ち CHT とコックス・バザール (Cox's Bazar) は例外であった。政府は外国人による CHT へのアクセスを多少制限した。

2017 年 8 月 25 日以来、バングラデシュには 646,000 人を超えるロヒンギャ族の難民がミャンマーから流入しているが、これは、ミャンマー国境付近のコックス・バザールの難民キャンプや仮設集落にいる既存の難民及び不法滞在の移住人口の数を 2 倍に膨れ上がらせた。

政府は、国連難民高等弁務官 (UNHCR) 及び他の人道支援団体による、難民、庇護希望者、無国籍者及びその他の憂慮される人々への保護及び支援の提供に、協力する場合も協力しない場合もあった。例えば、政府は 2017 年の最初の 8 ヶ月間、UNHCR のアクセスを 33,000 人の登録されたロヒンギャ難民にのみ制限し、20 万人から 50 万人と推定される、不法滞在のロヒンギャ族の人々に UNHCR がアクセスすることを 8 月まで認めなかった。それらの人々は、コックス・バザール地区内の 2 ヶ所の公営難民キャンプ外の町や村で暮らしていた。政府はまた、当初、2017 年 8 月 25 日以降の大量流入の間、UNHCR による、新たに流入したロヒンギャ難民への無制限のアクセスを禁じた。UNHCR 及び国際社会からの権利擁護の意見があった後、政府は 9 月後半になって UNHCR がコックス・バザールの全人口に対して保護及び支援を提供することに同意した。政府は、国際移住機関 (International Organization for Migration) (IOM) 及び他の国連機関に、コックス・バザールの登録された及び不法滞在のロヒンギャ族だけでなく、8 月 25 日以降に新たに到着した難民達へサービスを提供するためのアクセスを認めた。

海外移住者、難民及び無国籍者に対する人権侵害：2017 年 8 月のロヒンギャ族の大量流入が発生する前に、UNHCR は、難民キャンプで性及びジェンダーに基づく暴力を受け、3 月までカウンセリングを受けた、66 人の被害者を報告した。

国内移動：バングラデシュは「難民の地位に関する条約」の加盟国ではない。政府は、ロヒンギャ族の人々の大半を、コックス・バザールの公営難民キャンプ及び仮設集落に滞在するよう制限していた。政府は主要な道路に検問所を設け、ミャンマーとの国境から定住エリアや既存のキャンプ・エリアに移動することを阻止した。

海外渡航：一部の野党幹部が、パスポート更新手続の大幅な遅延を報告したほか、出国時に空港で嫌がらせを受けたり、手続が遅れたりしたとの報告もあった。2017 年 3 月、ある BNP 上級幹部は、その幹部の出国を妨害してはならないという裁判所命令があったにもかかわらず、オーストラリアに向けて出国する前に、ハズラット・シャージャラル国際空港で 4 時間にわたって拘束され、嫌がらせを受けたと主張した。同幹部は 7 月にも、英国に向けて出国する際に類似の状況に直面したと主張した。

NGO のオディカル創始者であるアディル・ラーマン・カーン (Adilur Rahman Khan) は、2017 年 7 月 20 日、「マレーシアにおける死刑廃止」という表題の会議に出席するための移動中、クアラルンプール国際空港で 14 時間にわたって拘束された。アジア人権委員会は、バングラデシュ政府がカーンの拘束とマレーシアからバングラデシュへの送還を画策したのではないかと主張した。

政府は、1971 年の独立戦争における戦争犯罪容疑者に対する出国を禁じた。

国内の方針に従って、バングラデシュのパスポートは、イスラエルへの渡航には無効である。

国内避難民

1973 年から 1997 年まで続いた武力紛争の間に政府が開始した方針の結果、CHT では社会的緊張と先住民族の周縁化が続いた。この方針によって土地を持たないベンガル人が平野部から CHT に移転させられたのであるが、その暗黙の目的は、CHT における人口バランスをベンガル人が多数派となるよう変えることであり、これによって、数万名もの先住民族が強制避難した。

CHT に移転させられた国内避難民（IDP）は、身の安全が限られていた。先住民族コミュニティの指導者は、時には治安部隊が関与して入植者が先住民族の権利を侵害する事態が広まっていると主張した。

2016 年 8 月、政府はチッタゴン丘陵地帯土地紛争解決委員会法（Chittagong Hill Tracts（CHI）Land Dispute Resolution Commission Act）を改正し、委員会に代わって意思決定を行う委員長の一方的な権限を縮小した。部族長達が、紛争解決の審問を行う前にこの法律を運用する枠組みを定めることを主張したため、改正法によって 2017 年中に紛争を解決することはできなかった。委員会の委員長 ムハンマド・アンワル・ハク（Mohammad Anwarul Haque）判事の任期は 2017 年 9 月 6 日に終了したが、政府は、2017 年末現在、次期委員長を指名していなかった。

CHT における IDP の数は依然、論争の的であった。2000 年に政府のタスク・フォースはその数を 500,000 人と推定したが、これには先住民族はもとより、非先住民族も含まれた。CHT 委員会は、CHT に居住する先住民族の IDP を 90,000 人少々と推定した。首相は、IDP の帰還の推進及び、残っている軍キャンプの閉鎖を目的に、CHT における未解決の土地紛争を解決すると誓約したが、IDP に関するタスク・フォースは依然、入植者を IDP として分類することを巡る論争を背景に、機能できない状態が続いていた。同委員会の報告によると、当局は国境警備隊駐屯地と陸軍の娯楽施設の創出を目的に、複数の先住民族家族を移転させた。2017 年中に解決された土地紛争はなかった。

難民の保護

2017 年 9 月まで、政府と UNHCR は国内 2 カ所（クトゥパロン（Kutupalong）及びナヤパラ（Nayapara））の公営難民キャンプで暮らすミャンマー出身のロヒンギャ難民登録者約 33,000 人に一時的な保護及び基本的支援を提供しており、一方で政府と IOM は、コックス・バザールの仮設集落に暮らすおよそ 20 万人の不法滞在ロヒンギャ族に支援を提供した。2017 年 12 月現在で、政府及び UNHCR の推定によると、90 万人から 100 万人の不法滞在ロヒンギャ族がバングラデシュ国内に存在し、これには、2017 年 8 月 25 日にミャンマーのラカイン州で発生した暴力から避難するためにバングラデシュ国内に入国した 655,000 人のロヒンギャ族が含まれていた。これらの不法滞在ロヒンギャ族の大部分は、コックス・バザール県のテクナフ（Teknaf）郡及びウクヒア（Ukhya）郡で地元住民に混じって、仮設集落及び非公式の居住地で生活していた。外務省（Ministry of Foreign Affairs）の主導により、政府は引き続き、ロヒンギャ族に対して 6 つの主要要素、即ち、国境管理、治安維持、人道支援、ミャンマーとの交流強化、ロヒンギャ族問題に関する国内連携及び、不法滞在ロヒンギャ族の調査を組み込んだ、国家戦略を実施した。

国連によると、2017 年 8 月 25 日以降に新たに到着した人々の 50 パーセント以上が女性であり、これには約 16,000 人の妊娠中の女性が含まれていた。新たに到着したロヒンギャ族は、ジャングル、丘陵地帯の村落、そしてウクヒアからテクナフまでの道路沿いのオープン・スペースに避難し、ほとんど竹の棒とビニール・シートで家を建てた。政府は、新しく流入した難民を滞在させるために計画された巨大な避難所を設立するため、3,000 エーカーの土地を用意した。

政府は、文民当局と協力しながら救済及び社会復帰活動を合理化し、ロヒンギャ族の登録を支援するため、コックス・バザールに陸軍を配備した。内務省は法執行機関に対し、ロヒンギャの人々及

びその避難所に保護を提供するよう指示した。政府の上級大臣らは、新しく到着した人々は難民として認められず、「強制避難させられたミャンマー人」と呼ぶ、と述べた。

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民の地位を付与する規定を設けておらず、また政府は難民に保護を提供するための正式な制度を確立しているわけでもない。政府は国内に既に居住しているミャンマー出身のロヒンギャ族難民にはある程度、保護を提供した。政府は UNHCR と協力して、2 カ所の公営キャンプに既に居住している登録済み難民に一時的保護と基本的支援を提供した。2017 年 8 月 25 日のロヒンギャ難民の大量流入の後、政府は、新たに到着した人々の生体認証機能を用いた登録を開始し、その人々のミャンマーの住所で身分証明書を付与した。2017 年 12 月中旬現在で、844,000 人以上のロヒンギャ族が生体認証機能を用いて登録されており、これには、8 月 25 日以降に新たに到着した 655,000 人及び、それより早く到着していたロヒンギャ族が含まれていた。

移動の自由：ロヒンギャ族の移動の自由に対して制限がかけられていた。バングラデシュと UNHCR の間の 1993 年の覚書によると、登録された難民は、法律により、国内 2 カ所の難民キャンプ外に移動することはできない。2017 年 8 月 25 日の大量流入の後、警察は、道路に検問所を設けて、ロヒンギャ族が政府指定の区域から移動することを制限した。

雇用：政府は国内に居住するロヒンギャ族難民が現地で働くことを許可しなかった。移動が制約されているにもかかわらず、一部の難民はインフォーマル経済において肉体労働者又は人力車の引き手として不法就労していた。不法滞在ロヒンギャ族も不法就労しており、ほとんどが日雇いの労働であった。

基本的サービスへのアクセス：UNHCR と協力しつつ、政府は、衛生、栄養及び避難所の状況が国際的な最低水準を下回ったという近年の調査結果に従って、公営難民キャンプにおけるいくつかの側面の改善を継続した。一部の基本的ニーズが依然満たされず、またキャンプは相変わらず過密状態で、人口密度は国内都市部のスラム街と同等であった。これは、2017 年 8 月 25 日からの大量流入ののち、さらに悪化した。2014 年に UNHCR と世界食糧計画が公表した調査報告書によると、難民キャンプにおける栄養不良（発育不良）及び低体重児童の発生率は依然、国内の他地域より高く、また世界保健機関が定めた緊急事態閾値水準を超えていた。

公共教育は、2010 年時点で国内全域で 8 学年まで義務付けられていたが、公営難民キャンプでは、2017 年には、それ以前は 5 学年までであったところを 7 学年まで拡大された。政府は、UNHCR が公営キャンプにおいて非公式な基本的教育を計画及び運営することを認め、これは、約 8,000 人の子ども達（3 歳から 14 歳まで）を対象とした。政府は、国際 NGO が公営難民キャンプ外のロヒンギャ族に非公式な教育を提供することを認め、まず、10,000 人の就学者集団から開始された。

政府当局は、登録済みか未登録かを問わず、ロヒンギャ族が公共医療を正式に、普通に利用することを許可しなかった。代わりに、UNHCR と複数の NGO が公営キャンプで基本的医療サービスを登録済み難民に提供し、また国際移民機関（IMO）が仮設居住地で未登録のロヒンギャ族への医療サービス及び必要に応じて現地病院へのアクセスを提供した。

2017 年 8 月 25 日のロヒンギャ族の大流入の前は、6 つの国際 NGO が、不法滞在ロヒンギャ及びその周囲の貧困な受入れコミュニティに、基本的サービスを提供した。危機に対応して、政府は追加的な NGO がコックス・バザールで活動することを認めた。一部の NGO の報告によれば、ロヒンギャへの取り組みに必要な許可の取得に、遅れが生じることがあった。

無国籍者

バングラデシュ国内にいるロヒンギャ族は、法的に又は事実上、無国籍者である。ロヒンギャ族は市民権を取得することができず、ミャンマー政府はロヒンギャ族を自国民として認めていない。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

国民は憲法の規定により、秘密投票によって行われ、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙において、自分達の政府を選ぶことができる。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：最大野党である BNP は、中立的な選挙管理内閣の下での選挙の実施を与党が拒絶したこと抗議して、2014 年 1 月の議会選挙をボイコットした。その結果、全議席の過半数が無競争となったほか、名目上は争われただけの議席も多数あった。シェイク・ハシナ首相と与党 AL は選出議席 300 のうち 235 議席を占め、権力を保持した。BNP は選挙をボイコットしたため、議会での議席が全く無くなってしまった。公式野党であるジャティヤ党（Jatiya Party）も、選出議席を 36 議席獲得し、連立政権に加わった。政府を支持した政党が、残り議席の大部分を占めた。シェイク・ハシナ内閣には、連立政権に加わった他の党の代表者も入閣した。国際監視団は、この選挙を欠陥があったと見なした。

政党及び政治的な参加：選挙に勝った政党は、雇用や政府の契約での優遇を含め、大きな利益を享受する。政府は、法執行機関を動員して、BNP 党首のカレダ・ジア（Khaleda Zia）など野党幹部複数に対し、治安紊乱や汚職の罪で民事及び刑事告訴を行った。

政府は BNP の Mirza Fakhrul Islam Alamgir 事務総長を、警察への襲撃、バスへの放火、爆破などの 86 件の刑事事件で起訴した。他の反対派活動家達も刑事告訴を受けた。イスラム協会幹部は、警察から嫌がらせを受け、テロリズムについてアワミ連盟から非難されたため、公の場で活動できなかった。政府及びアワミ連盟に批判的な報道機関は、政府による威嚇や収入の削減を受け、政府からの不利な対応を回避するために自己検閲を行った。伝えられるところによれば、アワミ連盟に加盟する（学生下部組織等の）組織は、国内各地で武力抗争及び威嚇行為を行ったが、罪に問われることはなかった。これには、野党党员に対するものなどがあった。

一部の事例において、政府は野党が公的機能を組織化する権利を妨害し、また野党の政治的行事に関する放送を制限した。2012 年に下されたイスラム協会の登録を抹消する旨の最高裁判所判決に対する同党の上訴は、2017 年末の時点で依然として係争中だった。

女性及びマイノリティーの参加：女性及び少数派構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、実際に女性も少数派も参加していた。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施せず、当局者は頻繁に汚職に手を染めたが、刑事責任を免れた。

汚職：汚職は依然として重大な問題であった。反汚職委員会（Anticorruption Commission）（ACC）のデータによると、2017 年の最初の 8 ヶ月間で、提起された事件 12,704 件のうち処理された（結審した）ものは 164 件だった。このうち、110 件で有罪判決となり、54 件は無罪だった。政府職員、企業の幹部、政治指導者らに対する 360 件は、高等裁判所によって停止されており、審理が進んでいなかった。

2017 年 7 月 26 日 ,ACC は ,汚職に関する苦情を受けるホットラインを開設した。コール・センターは最初の 7 日間で 75,000 件の電話を受け ,2 ヶ月でおよそ 20 万件に達した。苦情のほとんどは政府の公有地管理局 ,病院 ,鉄道及び道路輸送当局 ,学校及び公益サービスの汚職に関するものだった。

ACC は ,3,000 万タカ (383,000 ドル) 相当の不正な財産を蓄積したとして ,ムシャラフ・ホサイン (Mosharraf Hossain) 住宅・公共事業相に提起された 2007 年の事案を引き続き追及した。2017 年 2 月 7 日 ,チッタゴン裁判所は ,ホサインが 2016 年の最高裁判所の命令に従い第一審裁判所に出頭した後 ,ホサインに保釈を認めた。高等裁判所はホサインに対する裁判を 2012 年に停止したが ,最高裁判所の上訴部は ,高等裁判所の命令を無効と判断し ,ACC に訴訟手続を継続するよう求めた。

ACC は ,政府に政治の道具として利用されることがあった。これには ,一部の財界人 ,新聞社の社主 ,市民社会団体のメンバーに対して ,政府を批判したことについて ACC に取り調べを開始させる ,あるいは取り調べを行うと予告して威嚇することなどが含まれる。2017 年 8 月 17 日 ,最高裁判所は ,政治的な関連のある個人に対する汚職疑惑の追及に当たって ,ACC が「好みで選ぶ」方針を維持していると強く非難した。

政府は警察汚職の蔓延に対処すべく ,地域警備プログラムの拡大継続や訓練を通して ,様々な措置を講じた。

資産公開 :議会候補者は法律により ,個人資産の明細を選挙管理委員会に提出しなければならない。法律は公務員による収入及び資産の公開を求めている。ACC は不正に取得された財産に関する不服申立てを調査する責任を負うが ,一部の政治家における ,既知の収入源では説明のつかない蓄財に関する調査を ,対象政治家が自分の資産に関する宣誓書に誤りがあったと供述した後 ,取り下げた。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な数多くの人権擁護団体が ,一部政府による制約を受けながら広く活動しており ,人権事件に関する調査を行い ,その調査結果を公表した。政府職員が ,それらの団体に協力的であることも ,その見解に対応することもほとんどなかった。

人権擁護団体は政府を鋭く批判することが多かったが ,多少の自己検閲も実践した。複数の監視団によれば ,「恐怖の文化」は市民社会の力を縮小させ ,過激派集団からの脅迫によって悪化しており ,且つ ,与党の地位を確立しつつあるということである。市民社会団体のメンバーの報告によれば ,与党に従属していても ,政府の政策に対する公の場での批判について ,治安部隊から逮捕の脅迫を受けたということである。

政府は ,人権擁護団体のオディカルに対し ,資金拠出及び活動を制限し続けた。ACC は 2016 年 6 月にオディカルに対する事案を取り下げたが ,オディカルの代表は ,その後も政府関係者及び治安部隊から ,予定していたイベントの妨害等の嫌がらせを受けたと報告した。代表の家族及びオディカルのスタッフは ,さらなる嫌がらせを報告し ,また電話 ,電子メール及び移動を絶えず治安当局者から監視されていたと主張した。

政府は ,宗教団体も含め ,全ての NGO に対し ,社会福祉省 (Ministry of Social Welfare) への登録を義務付けた。宗教問題 ,人権 ,先住民族 ,先住民族 ,LGBTI コミュニティ ,ロヒンギャ難民又は労働者の権利など ,慎重な対応を必要とする題材に取り組む国内外の NGO は ,政府からの公式及

び非公式両面での制限に直面した。これらの団体の一部は、諜報機関から監視されたとも主張した。政府は時々、国際 NGO の運営能力を、プロジェクト登録の遅延、停止を求める警告状又は査証拒否を通じて制限した。一部の市民社会団体のメンバーは、一般市民がほとんど一度も監査を受けることはないのと対照的に、国家歳入庁（National Board of Revenue）から度重なる監査を受けたと報告した。

国外寄付（奉仕活動）規制法は、NGO の外国からの資金調達を規制し、バングラデシュ憲法、創立の歴史又は憲法機関（即ち、政府機関やそのリーダー達）について「名誉を傷付けるような」発言を行う NGO に対する刑罰を制定している。

国連又は他の国際機関：政府は、国連の強制的失踪に関する作業部会（UN Working Group on Enforced Disappearances）からのバングラデシュ訪問の要請に応答していなかった。

政府の人権団体：国家人権委員会（National Human Rights Commission）（NHRC）には 7 名のメンバーがあり、5 名の名誉職が含まれる。観測筋の指摘によると、NHRC の小規模な政府支援職員は不十分で、資金も足りておらず、同委員会の有効性及び独立性を制限していた。NHRC の主な活動は、人権に関する一般市民の教育及び、重要な人権問題について政府に表面的に助言を行うことであった。

第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律は女性に対する男性による強姦及び配偶者による身体的虐待を禁じているが、配偶者による強姦は、妻が 13 歳未満でなければ犯罪とならない。強姦罪の刑罰は、終身刑又は死刑である。

性的暴行に関する複数の報告があったが、刑事責任を問われたものはなかった。2017 年 4 月 2 日、マイメンシン（Mymensingh）管区グリプール（Gouripur）警察署の女性巡査ハリマ・ベグム（Halima Begum）が、同じ警察署の警部補（Sub-Inspector）（SI）ミザヌル・イスラム（Mizanul Islam）に強姦された疑いの後、自殺した。ハリマの日記には、イスラム警部補による強姦に関する記述も含まれていたが、強姦に関してグリプール警察署長（Officer-in-Charge）（OC）に提出したイスラム警部補に対する告訴状も含まれていた。OC はハリマが告訴状を提出したときに受理しなかった。ハリマの自殺の後、警察はイスラム警部補を逮捕した。

複数の人権監視団体によれば、被害者の多くは、司法業務の利用機会がないこと、社会的不名誉又はその後の嫌がらせに対する恐怖及び証拠の提示を求める法的要件を理由に、強姦を届け出なかった。

その他の有害な伝統的慣行：一部の NGO が、持参金を巡る紛争に関連する、女性に対する暴力を報告した。2017 年中、ASK は、女性が持参金を巡る紛争の被害者となった事例を 221 件報告した。

最高裁判所上訴部の裁定により、「ファトワ」という死刑宣告（宗教上の命令）の使用は宗教的事案の解決を目的とする場合に限り認められる。イスラム教徒の伝統は、イスラム法の専門知識を持つ宗教学者に限り、ファトワを宣告することができると決定付けている。こうした制限をよそに、村の宗教指導者が時々、この死刑宣告を行うことがあった。この宣告は結果的に超法規的刑罰に至り、それは多くの場合、道徳上の罪を認知された女性に対するものであった。

女性に対する自警主義の事件が発生し、時には死刑宣告を執行する宗教指導者が先導する例もあった。これらの事件には鞭打ち、殴打及び他の形態での身体的暴力が含まれた。

襲撃者は被害者（通常は女性）の顔に酸を投げつけ、被害者の外見を損ね、また失明させることも多かった。酸攻撃はたいいてい、結婚の申し込みを女性が断った状況、あるいは土地紛争に関連する例が多かった。

法律では酸の入手可能性を統制し、女性に向けられる酸関連の暴力の低減を求めているが、法律に対する意識の欠如や不十分な執行状況により、その効果が限られてしまっている。商務省（Commerce Ministry）は酸の販売先を、関連業界団体に登録済みの購入者に制限した。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは、2009 年の高等裁判所のガイドラインにより禁じられているが、2016 年 6 月、バングラデシュ女性弁護士協会（Bangladesh National Woman Lawyers' Association）（BNWLA）は、セクシャル・ハラスメントは依然として問題であり、このガイドラインの監視及び執行は不十分で、これは、女子の通学又は通勤の妨げにもなったと指摘した。

人口抑制における強要：中絶の強要や強制的な避妊、あるいはその他の強制的な人口抑制手法の使用は発生しなかった。母性死亡率及び避妊普及率についての推定は、以下の URL で公開されている世界保健機関（WHO）の資料を参照のこと。

www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/.

差別：：憲法では、全ての市民が法の前に平等であり、法の保護を平等に受ける資格を有すると宣言している。また憲法では、「国家及び公人としての生活のあらゆる領域における」、男性の権利と同等の女性の権利も明示的に認識している。とは言え、女性は家庭、財産及び相続法において、男性と同じ法的地位及び権利を享受していない。伝統的なイスラム教の相続法の下では、娘は息子の相続分の半分しか相続していない。ヒンドゥー教の相続法の下、死亡した夫の財産に対する寡婦の権利は彼女の生涯に限られ、彼女の死後は男性相続人へ戻る。

子ども

出生登録：個人は、その両親がバングラデシュ市民である場合、両親の国籍が不明で子どもがバングラデシュ領土内で生まれた場合、又は子どもの父親又は祖父が現在バングラデシュの一部である地域で生まれていた場合、生まれつきバングラデシュ市民となる。家系を通じて市民権を得る資格を有する人の場合、父親又は祖父が、1971 年又はそれ以後に係る地域の永住者であることが必須条件である。国の身分証明書又はパスポートを取得するには、出生登録が必要である。より詳細な情報については、次の URL にある資料を参照のこと。 <http://www.data.unicef.org>.

教育：教育は法律によって 8 学年まで無償かつ義務教育であり、政府は 10 学年まで少女を通学させる親に助成金を支給した。学校は無償にもかかわらず、授業料、教科書及び制服は依然、多数の家庭にとって法外なほど高価であり、政府は教育へのアクセスを高めるべく、数億冊もの教科書を無料で配布した。初等教育では、入学者数においては男女差が見られたが、中等教育では修了率が低下し、このレベルでの修了率は男子よりも女子の方が高かった。早期結婚及び強制結婚は、中等教育で女子が減る要因の 1 つであった。

児童虐待：児童に対する多数の虐待形態が、性的虐待、体罰及び屈辱的処罰、児童放棄、誘拐及び人身売買を含め、依然として深刻で広範囲に及ぶ問題であった。児童はあらゆる環境、即ち家庭、コミュニティ、学校、居住施設及び職場において、虐待に対して脆弱であった。政府は 2016 年 10

月に、UNICEF の支援を得て、暴力、虐待及び搾取に直面する子どもを救うために考案された無料の電話サービスである、「チャイルドヘルプライン--1098 を」を立ち上げた。

内務省への監視担当機関の設置を含め、複数の進歩があったにも拘わらず、子どもの人身売買及び、人身売買被害者に対するケア及び保護が不十分な状況が依然として問題であった。職場における児童労働及び虐待は、主にインフォーマル部門の特定の業種で依然として問題になっており、また家庭内労働に従事する児童は、インフォーマルな職場でのあらゆる虐待形態に対して脆弱であった。

早期結婚及び強制結婚：法定結婚年齢は女性が 18 歳、男性は 21 歳である。2017 年 2 月 27 日、議会は児童婚規制法を可決したが、この法律には、「特定の条件下で」あらゆる年齢の女性及び男性の結婚を認める条項が盛り込まれている。政府は、子どもの権利擁護団体、人権擁護団体及び開発パートナーによる、同法律に関して提起された勧告や懸念を無視したのである。2017 年 4 月 10 日、高等裁判所は、BNWLA によって提起された申立てに応じて、政府は未成年の結婚を認める規定を違法と宣言すべきではない理由を説明すべきであると判決を下した。BNWLA の申立ては、ムスリム家族法では結婚を「契約」としており、未成年は契約の当事者になることはできないと論じた。

早期及び強制的な結婚の低減を目指し、政府は 5 学年レベルの義務教育以降における女子の学費を支援する奨学金を用意した。政府は複数の NGO と共に、18 歳になるまで結婚を娘に待たせることの重要性を両親に指導するためのワークショップや公共イベントを開催した。

児童の性的搾取：児童の性的搾取に対する罰則は、禁固 10 年から終身刑の範囲である。児童ポルノグラフィ及びそれらの販売又は流通は禁じられている。

故郷を追われた児童：第 2 節 d を参照。

国際的な子の奪取：バングラデシュは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「親による子の奪取に関する年次報告書（*Annual Report on International Parental Child Abduction*）」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

国内にはユダヤ人コミュニティはなかったが、伝えられるところによれば、政治家及びイマーム（イスラム教の指導者）らは、支持者から支援を得るために反ユダヤ的発言を行った。話題になったある事案では、複数の与党党員が、反ユダヤ感情を政治的利益に利用して、イスラエルの諜報機関と共謀したとして、ある野党幹部を告訴した。ある著名なグランド・イマームも、アワミ連盟が率いる政府への指示を得るために、ファトワを宣告し、シオニストの陰謀に関する文章を発表したことで知られている。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。 www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では、障害者の平等な取扱い及び差別からの自由を規定しているが、政府は、この規定を有効に執行しなかった。

法律は、物理的構造物が障害者にとって利用しやすいように作られていなければならないと定めているが、政府は、この法律を有効に実施しなかった。2016年に複数のNGOによって作成された報告では、物理的構造物のアクセス可能性、司法へのアクセス、障害を持つ女性の権利、搾取からの自由、暴力及び虐待、教育・健康・適正な職場の権利、雇用における権利、政治的権利及び代表権といった領域での政府の怠慢が強調された。

法律では障害者に対し、教育機関への入学状況や就職状況を追跡調査するための身分証明書の登録を要求している。登録によって、有権者リストに障害者を記載すること及び、障害者の選挙への参加が可能となる。法律では、いかなる個人、組織、権限又は企業も、障害者を差別してはならないとしており、障害を理由とする学校、職場又は相続での不平等な取扱いに対し、罰金又は、禁固3年の処罰を認めているが、同法の施行にはばらつきがあった。この法律によって、同法の目的の遂行に向けたあらゆる政府機関及び民間事業体の障害者関連の活動の連携を職務とする、27人制の国家調整委員会（National Coordination Committee）も創設された。法の実施の速度は遅く、法によって設立が求められている障害者の権利及び保護委員会（Disability Rights and Protection Committees）の設立及び機能も遅れている。

「障害に立ち向かう行動（Action against Disability）」というNGOによると、障害を持つ児童の90%が公立学校に通っていなかった。政府は包含的教育に関する教員研修を行い、県レベルで障害専門家を採用した。政府は、障害を持つ学生向けの奨学金も用意した。

法律では障害者に、健常者と同じ情報アクセス権を与えているが、この権利が行使されるか否かは、家族及びコミュニティの力学に左右された。

法律では障害者を、政府が後援する法務サービスにおける優先集団として特定している。社会福祉省の社会サービス局（Department of Social Services）及び全国障害者発展財団（National Foundation for the Development of the Disabled）は、障害者の権利保護に責任を負う政府機関である。

精神障害者の取扱いに関する政府の便宜は、不十分であった。保健省（Ministry of Health）は、全ての公立医科大学に、神経障害を評価するための児童発育センターを創設した。障害者の雇用はもとより、医学的及び職業的な更生に向けた民間イニシアティブも、いくつか存在した。国内及び国際的な複数のNGOは、障害者向けのサービスを提供し、唱導活動を行った。政府は国内全64県に103カ所の障害者向け情報及びサービス・センターを設置し、そこでは地元当局が更生サービスや補助器具を無償で提供した。政府は自閉症に関する研究や意識高揚も促進した。

国籍／人種／少数民族

少数宗派のコミュニティに対する暴力的攻撃が続いたが、そうした攻撃の動機はたいてい、国境を越えた暴力的過激派主義及び、経済的及び政治的理由のようであった。例えば、2017年11月11日、報道機関の報道によると、ランプル市でおよそ30軒のヒンズー教徒の住居が、フェイスブック上でイスラム教を侮辱する投稿があったという噂によって、地元のイスラム教徒らに破壊され、焼き払われた。

複数のNGOの報告によると、出身国、人種及び民族的な少数派が差別に直面した。例えば、一部のダリット（ヒンドゥー教における最下層のカースト）が土地、十分な住宅、教育及び雇用へのアクセスを制限された。

先住民族

CHT の先住民族コミュニティは、市民サービス及び高等教育における CHT の先住居住者の参加に向けた割当制度を政府が全国的に定めたにもかかわらず、広範な差別や虐待に見舞われた。この状態は、1997 年の平和協定（CHT Peace Accord）において要求された地方統治の規定にもかかわらず持続していた。CHT 出身の先住民族は、土地委員会の構成及び政策に関する不賛成を背景に、自分達の土地に影響を及ぼす決定に効果的に参加することができなかった。

中央政府は土地使用に対する権限を保持した。土地委員会は、非合法的に取得された全ての土地の調査及び返還を目的に創設されたが、2017 年中に解決した紛争は全くなかった。

CHT 以外の先住民族コミュニティは、ベンガル人イスラム教徒に土地を奪われたと報告した。複数の先住民族擁護団体の報告によれば、ミャンマー出身のロヒンギャ入植者による不法侵入が相次いで発生した。政府は、マウリビバザール（Moulvibazar）とモドゥプル（Modhupur）の森林区域において先住民族コミュニティが伝統的に所有してきた土地での、建設プロジェクトを続行した。

2017 年 2 月 7 日、高等裁判所は政府に、ゴビンダガンジ郡（Gobindaganj Upazila）で 2016 年 11 月に起きたサンタル族への放火事件について、司法調査に協力しなかったことについて、ガイバンダ（Gaibandha）県警察の警視アシュラフル・イスラム（Ashraful Islam）を解任するよう命じた。警察の徹底的な捜査により、サンタル族の住宅への放火に、2 人の警察官が関わっていたことが判明していた。北部において、およそ 50 万人を数えるキリスト教徒先住民族が大部分を占めるサンタル族のリーダー達は、その他に数多くの警察官が、製糖工場の労働者との土地所有権を巡る衝突に関与していたと主張している。サンタル族コミュニティは、サンタルの村への攻撃について地元のアワミ連盟のリーダー数名に責任があると主張している。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意の上での同性同士の性的活動は、法律に基づき違法とされている。LGBTI の集団の報告によると、警察はこの法律を、LGBTI の人々だけではなく性的指向に関係なく男性らしくないと見なす人々を苛めるための、また、LGBTI 組織の登録を制限するための口実として使用したということである。一部の集団は、警察の規範における疑わしい行動規定の下での嫌がらせも報告した。性同一性障害者の人々は長年にわたり社会の隅に追いやられてきたものの、社会の一部と認められてきたが、脆弱なコミュニティに対する過激派の武力攻撃に起因して、激しい恐怖、嫌がらせ及び警察の接触頻度に直面する状態が続いていた。

LGBTI コミュニティは定期的に、電話、テキストメッセージ及びソーシャル・メディアを通じて脅迫的メッセージを受け取った。警察から嫌がらせを受けた者もいた。

2017 年 5 月、RAB の部隊が、ケラニガン（Keranigan）のチャヤニール（Chayaneer）コミュニティ・センターの強制捜索を行った。同センターではそのとき、この地域の LGBTI コミュニティが開いた夕食会が行われていた。目撃者によると、強制捜索の場に居合わせた 120 人のうち 28 人が逮捕された。目撃者はまた、警察はその夕食会の出席者を少人数のグループに分け、逮捕する個人を特定する前に、人々を殴打したと述べている。強制捜索の間、RAB は報道機関に対し、強制捜索が同性愛行為疑惑に基づき実行されたものであると発表し、逮捕された人々の一部の写真を撮影することを報道機関に認めた。RAB は後に、出席者達は強制捜索の時点で「違法な性行為」に従事していなかったと認めたが、代わりに「ヤバ」（メタンフェタミンとカフェインを混合したもの）と呼ばれる麻薬と大麻を所持していた罪で逮捕した、と発表した。裁判所はそのうち 4 人を再勾留した。残りの 24 人のうち、12 人はさらなる尋問のために勾留されており、12 人は直接刑務所に送られた。

これらの事件及び相次ぐ嫌がらせを受けて、LGBTI コミュニティの構成員の多くは活動を自粛し、国内外の両方に避難場所を求めた。これには、主要支援組織の幹部も含まれた。これによって、LGBTI コミュニティの人々の擁護及び支援ネットワークは著しく弱体化した。レズビアンに特定した支援組織は、依然としてほとんど見られなかった。性的指向に基づく根強い社会的汚名（スティグマ）が広く存在しており、このテーマを公の場で討議する障害になっていた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 感染者 / エイズ患者や、比較的罹患リスクの高い人々に対する社会的汚名（スティグマ）は、特にトランスジェンダーのコミュニティや、男性同士の性行為経験者にとって、保健サービスを利用する際の障壁となり得る。

その他の社会的暴力又は差別

自警団員による殺害が発生していた。複数の地元人権擁護団体が確認したところによると、事件の報告件数はおそらく実際に発生した件数のごく一部に過ぎない。非合法的なファトワ（死刑宣告）及び村の仲裁も行われていたが、このような仲裁というのは、ある著名な地元 NGO が定義したところによると、宗教学者ではなくむしろコミュニティ指導者によって与えられる裁定であるという。オディカルによると、2017 年 1 月から 6 月までの間に、21 人の個人が、主に公開リンチによって自警団に殺害された。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では組合に加入する権利を規定し、また政府の承認を前提に、組合を結成する権利を規定しているが、労働者の権利擁護団体によれば、組合を登録するための要件は依然として複雑で厄介であった。法律では、企業の組合設立を労働・雇用省（Ministry of Labor and Employment）が承認する前の要件として、労働者全体の 30% 以上の加入合意が必要であると定めており、同省は、組合加入者が 30% 未満となった場合に組合解散を裁判所に要請することができる。法律では包括的（工場全体）な交渉単位のみ許容している。労働法における労働者の定義では、経営幹部、監督及び事務管理の担当職員を除外している。消防担当者、警備員及び雇用主の秘書官は、組合に加入できない。公務員及び治安部隊職員は、組合結成を禁じられている。同省は他の理由でも、労働裁判所の承認があれば、組合の登録を抹消することができる。法律では組合に、解散又は登録拒否の場合における上訴権を与えている。全国労働法の典型的な例外は、労働組合への加盟を許可していない、輸出加工区（Export Processing Zone）（EPZ）である（以下を参照のこと）。

登録を目指す複数の組合が、労働法に記載されていない理由を根拠に却下されたと相次いで報告した。労働・雇用省の報告によれば、現在国内には 7,751 組合の労働組合があり、加入者はおよそ 300 万人である。縫製部門は 596 組合で、これには、2013 年以降に新設された 464 組合が含まれる。同省の報告によれば、エビ加工部門では 16 組合、皮革・皮なめし部門では 13 組合が活動していた。ソリダリティ・センター（Solidarity Center）によると、既製服（RMG）部門の組合のうちかなりの数（122）が、2017 年中に活動停止状態となり、その背景には工場閉鎖、あるいは雇用主の側における不当な労働慣行の嫌疑があった。労働組合の申請数は 2015 年に増加した後、2016 年中は顕著に減少傾向にあったが、国際社会から強い圧力を受けた後、2017 年中には増加した。チッタゴンでの組合登録率は一般的にダッカよりも低く、チッタゴンにおいては反組合的行動が続き、組合の登録申請が妨げられていた。ソリダリティ・センターはまた、RMG 部門の 399 工場に組合があり、これらの工場の一部には複数の組合が存在すると報告している。

法律では合法的ストライキを実施する権利を規定しているが、多数の制限を伴う。例えば、政府は「コミュニティに深刻な困難」をもたらすと見なされるストライキを禁じることができ、また持続期間が 30 日間を超えるストライキを全て終了させることができる。法律では商業的生産開始から最初の 3 年間、あるいは工場が外国人の投資で建設された場合、又は外国人投資家が所有者である場合にもストライキを禁じている。労働者及び組合活動者は依然として、2016 年 12 月にダッカ近郊のアシュリア (Ashulia) 工業地区で発生した大規模なストライキの影響を受けていた。このストライキの間、約 60 の工場において、数千人もの労働者による賃金引上げ要求のストライキで操業が停止された。国内の大手労働組合連盟はストライキを計画したわけではなく、むしろ、加盟組合にストライキを行わないよう助言もしていた。特別保権限法に基づく罪状を含む一連の容疑で、アシュリア、ガジプル (Gazipur) 県及びチッタゴンで、組合幹部少なくとも 26 人が地元当局者に拘束及び逮捕され、1,500 人から 3,500 人の労働者が解雇された。工場は 2016 年 12 月 26 日に操業を再開したが、2017 年の大半を通して、労働組合の指導者及び労働者達は引き続き、警察による嫌がらせ、威嚇、及び一般的な反組合行動の増加を報告した。威嚇の手法には、組合の会合や事務所への警察の頻繁な訪問、組合の会合の警察による写真撮影及び動画撮影、また、労働組合の支援に関与する NGO の警察による監視などが含まれていた。アシュリアでの労働争議に参加した労働者の大半は職場に復帰したが、労働組合の指導者達に対する裁判は、それらの裁判を終了させるようにとの国際社会からの圧力にも関わらず、係属中だった。

アシュリアでの労働争議を受けて、政府は、衣料産業での労働問題に対処するための、常任三者協議機関 (TCC) を設立した。20 名の委員から成る TCC の議長は労働・雇用省を担当する国務大臣が務め、同省の事務次官が書記を務める。TCC にはまた、バングラデシュ縫製品製造業・輸出業協会 (Bangladesh Garment Manufacturers and Exporters Association) (BGMEA) 及びバングラデシュ・ニットウェア製造業者・輸業者組合 (Bangladesh Knitwear Manufacturers and Exporters Association) からの 6 人の代表者、政府からの 6 人の代表者、そして 6 人の労働者の代表者が参加する。TCC は 1 年に少なくとも 3 回の会合を開くことになっているが、議長は必要に応じて臨時の会合を開くことができる。労働組合の指導者達は、労働者の代表が選挙ではなく指名で選ばれていること、指名された TCC のメンバーの一部が RMG 業界で活動している人物ではないこと、非常に小規模な連盟の指導者であること、あるいは業界と密接な繋がりを持っている人物であることについて、懸念を表した。

TCC が扱った最初の事例は、バングラデシュ独立縫製労働者組合連合 (Bangladesh Independent Garment Workers Union Federation) (BIGUF) と、複数の工場を運営する製造業者の Azmi グループの間の紛争だった。労働者及び労働組合の指導者達は、工場主及び警察が、自分達を威嚇し、身体的な嫌がらせを行ったと主張した。その背景には、Azmi グループが所有するチッタゴンの 2 ヲ所の工場 (Savar Sweater Ltd. 及び Orchid Sweater Ltd.) で、組合結成を試みたことがあったという。BIGUF の組合設立の申請は、2 年半の間に 4 回、拒絶されていた。労働者及び労働組合の指導者達の主張によると、組合支持の労働者及び BIGUF の活動家達は、2017 年 5 月 27 日、工場の門の外で身体的な攻撃を受けた。6 月、工場主寄りの、自称「チッタゴン労働者組合協議会」という集団が、数回にわたって抗議行動を行い、チラシを配布したが、このチラシは、ある有名な BIGUF 指導者をその首に絞首刑用の縄をかけられた姿で描き、この人物の死を求めるものだった。さらに、Azmi グループは 2017 年中、自社工場で 200 人以上の労働者を解雇した。労働組合の指導者達はこの解雇を労働者達の BIGUF との関係を理由とするものだと言ったが、Azmi グループはこれを否定した。

合法的に登録された組合は、要求書を雇用主に提出し、団体交渉を行う資格を与えられる。これは希にしか発生しなかったが、事例は増加していた。法律では、合法的権利の行使を理由とする組合員に対する報復など、不公正な労働慣行に対する刑事罰を規定している。複数の労働団体の報告に

よると、一部の企業で労働者が団地交渉権を行使せず、その背景には組合が苦情に対して経営側と一緒に非公式に対処する能力、あるいは報復に対する恐怖心があった。

法律には、活動の組織化における雇用主の干渉から組合を保護する規定が盛り込まれているが、雇用主は、特に既製衣料産業において、この権利に干渉することが多かった。複数の労働団体組織者が、脅迫及び虐待、従業員の解雇、そして治安部隊及び諜報局による監視を報告した。労働者の権利に関する複数の NGO が、解雇された一部の組合員は雇用主によってブラックリストに記載されたために、同じ部門で仕事を見つけない状況にあると申立てた。BGMEA の報告によれば、一部の工場主は、物理的な威嚇行為等の労働組合団体からの嫌がらせについて苦情を申立てたが、統計データ及び具体的な事例は入手できなかった。

2013 年に発効した労働法改正では、従業員数が 50 人を超える全ての工場に対し、選挙で選ばれる労働者参加委員会（Workers' Participation Committee）（WPC）を設置するように要求している。政府は 2015 年に、改正法の中で要求されていたバングラデシュ労働規則（Bangladesh Labor Rules）を可決した。この規則には、WPC の選任プロセスの概要が記載されている。

バングラデシュ輸出加工区（Bangladesh Export Processing Zone）（EPZ）管理局（BEPZA）の権限下に置かれる別の法的枠組みは、およそ 458,000 人が就労する EPZ 内での労働者の権利に適用される。EPZ 法では、団体交渉権及び労使紛争における代表権等の、労働者によって選ばれた労働者福祉団体（Worker Welfare Association）（WWA）のための、一定の限定的な結社権及び交渉権を定めている。EPZ 内での組合結成は法律で禁じられている。EPZ 法では以前の規定であらゆるストライキを禁じ、違反者に禁固刑を科すとしていたが、この規定が 2013 年に失効した一方で、同法は引き続き、BEPZA 局長が公共の利益を阻害すると見なすストライキを一切禁ずる裁量権など、ストライキを行う権利に対する厳格な制限を規定している。同法には EPZ 労働者法廷、上訴法廷及び調停人についての規定があるが、これらの機関はまだ設立されていなかった。代わりに、国内 8 カ所の労働法廷及び、1 カ所の上訴労働法廷が、EPZ における事件を審理していた。EPZA は、監察官の役割を果たす労働カウンセラーと共同での、独自の監察体制を持っている。EPZ 内の労働者福祉団体は、外部の政党、組合又は NGO とのいかなる繋がりも確立することを禁じられている。EPZ 内での合法的ストライキの報告例はなかった。

2017 年中、各国政府及び ILO（国際労働機関）は、「サステナビリティ・コンパクト（Sustainability Compact）」プロセスを通して、EPZ 法案の作成を含めバングラデシュが結社の自由について前進するように、また、反組合的差別行為疑惑の捜査を続けるよう、引き続き求めた。これに対してバングラデシュ政府は、組合の登録に関する標準実施要領を作成し、輸出加工区労働法案を議会から回収した。EPZ 内での結社権及び労働者保護に対する制限を除き、国内の労働法では反組合的差別を禁じている。労働裁判所は、組合活動を理由に解雇された労働者の復帰を命ずることができるが、これが実行されることは稀であった。

政府は適用可能な法律を必ずしも効果的に、又は一貫性のある形で執行したわけではなかった。例えば、労働法では、労働裁判所による調停、仲裁及び紛争解決のための仕組みを定めている。また、団体交渉組合に属する労働者は、和解に到達できない場合はストライキを行う権利を有する。しかし、厄介な法的要件に従ったストライキはほとんどなく、またストライキあるいは職場放棄（ウォークアウト）は自然発生的に起こることが多かった。

労働法違反に対する罰則は 2013 年に強化され、これらの罰則は実施規則の発布によって有効化された。初回違反に対する罰金は 25,000 タカ（313 ドル）が上限であるが、2 回目の違反だと倍増する。同法では最長 3 年の懲役刑も認めている。違反の結果、死亡に至った場合、同法では最大 100,000

タカ（1,250 ドル）の罰金，最長 4 年間の懲役，又は両方を認めている。行政上及び司法上の上訴は，大幅な遅延を想定しなければならなかった。

b. 強制労働の禁止

法律では，あらゆる形態の強制労働を禁じている。強制労働又は債務労働に対する罰則は，5 年以上 12 年以下の禁固刑及び，50,000 タカ（625 ドル）以上の罰金である。強制労働を禁ずる法律を執行する監察機構は事実上機能しておらず，資源，監察，及び是正努力が不十分であった。法律では，人売買被害者に提供される避難所及び他の保護サービスを強制労働被害者が利用する権利も規定している。

詐欺的な雇用の申し出によって海外での就労に採用された人々は，その後，強制労働又は債務による束縛の条件の下，国外で搾取されていた。出稼ぎ労働者の多くは，バングラデシュ海外職業斡旋企業協会（Bangladesh Association of International Recruiting Agencies）に所属する職業斡旋業者が法的に課す高額の手数料及び未登録の準斡旋業者が違法に課す採用手数料を支払う債務を負っている。

債務労働及び家事労働の例がいくつか報告され，農村地域が圧倒的に多かった。児童及び成人が強制的に家事労働及び債務労働に送り込まれ，移動を制限され，賃金を支払われず，脅迫，身体的虐待又は性的虐待を受けた（第 7 節 c 参照）。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では児童雇用を規制しており，また規制は仕事の種類及び児童の年齢に応じて異なる。最低就労年齢は 14 歳で，危険有害作業の最低年齢は 18 歳である。法律では一定の例外を認め，12 歳又は 13 歳の子どもでも制限された形での軽作業であれば許可される。未成年者は，工場では 1 日 5 時間，週 30 時間まで，あるいは他の種類の職場では，1 日 7 時間，週 42 時間を限度に働くことができる。法律により，全ての児童が 5 学年まで通学しなければならない。

労働省の執行機構は，大規模な，都市部のインフォーマル部門については不十分で，また，輸出用衣料部門及びエビ加工部門を除き，児童労働関連法はほとんど執行されていなかった。農業及びその他，政府の監督下に置かれていないインフォーマル部門は，多数の子どもを雇っていた。

同省の 2012 年-16 年期の児童労働国家行動計画の下，国家児童労働福祉評議会（National Child Labor Welfare Council）が児童労働の監視を担当している。しかし，同評議会はその創設からこれまでに 2 度しか会合を開いていない。政府は，児童労働を含む子どもに対する広範な暴力への対応，介入の監視及び，照会機構の開発を目的に，県レベル及び郡レベルでの児童保護ネットワークを義務付けた。

法律では児童労働が関係する違反について，名目上の 5,000 タカ（63 ドル）未満の罰金を含め，罰則を定めている。これらの罰則は，違反を抑止するには不十分であった。政府は時々，家事使用人を虐待した雇用主を刑事告訴した。

2017 年 10 月，政府は児童労働に関する調査の結果を公表したが，これによると，就労している児童の 80 パーセントが，都市部で危険な仕事に従事していた。この調査は，計画省（Ministry of Planning）の実施モニタリング評価局（Implementation, Monitoring, and Evaluation Division）によって行われた。

ものであり、就労している児童の 24 パーセントが職場での事故に遭遇しており、26 パーセントが不衛生な環境で働いていたと述べている。この調査で、児童労働者は平均で、1 日 8 時間の労働につき 100 タカ（1.23 ドル）の収入を得ていることが判明した。

児童労働は、インフォーマル部門及び家事労働で特に蔓延していた。ダッカ市内の貧民街 2,700 世帯の実地調査に基づく、海外開発研究所（Overseas Development Institute）の 2016 年の報告書によれば、6 歳から 14 歳の子どもの 15 パーセントは、退学して常勤労働に勤務していた。こうした子どもは、国内法の定める 42 時間制限を優に超えて働いていた。

ILO によれば、男児の主要雇用部門は農業で、女児の主要雇用部門はサービス業であった。チッタゴン県の船舶解体業者の権利保護に向けて活動する NGO の Young Power in Social Action によれば、船舶解体労働者の 11 パーセントは 18 歳未満であった。Shipbreaking Platform 等の複数の NGO の報告によれば、労働者は訓練、安全設備、休暇、適切な保健医療又は雇用契約約定を施されない状態で長時間労働に従事している。船舶解体業の 2015 年の労災死亡者は 16 人以上に上った。

児童は最悪の形態の児童労働に従事し、主に農業での危険な活動が多かった。農業に従事する子どもは、危険な道具の使用、重い荷物の運搬、あるいは有害な農薬の散布などの危険を冒していた。児童は長時間働くことが多く、極端な温度に晒され、鋭利な道具による負傷率が高かった。児童は石や煉瓦の破碎、染色作業、鍛冶屋の助手、そして建設作業など、危険有害な活動にも従事した。強制児童労働は干し魚産業でも見受けられ、児童は有害な化学物質、危険な機械、そして長時間労働に晒された。都市部では路上生活児童が人力車の牽引、ゴミ回収、リサイクル、行商、物乞い、自動車修理、そしてホテルやレストランでの労働といった仕事に就いていた。これらの児童は、例えば強制的な物乞い、あるいは薬物の密輸又は販売に使われるなど、搾取に対して脆弱であった。

児童は頻繁に、未登録の衣料産業、陸運業、製造業及びサービス業を含め、非公式部門で働いていた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」も参照のこと。www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法では、性別又は障害に基づく賃金差別を禁じているが、性別、障害、社会的地位、カースト、性的指向又は類似の要因に基づく他の差別は禁じていない。憲法では宗教、人種、カースト、性別又は出身地に基づく、国による不利な差別を禁じており、その禁止を政府による雇用にも明示的に拡大適用し、且つ、不利な立場の人々の利益になる差別是正措置プログラムを認めている。

低賃金の衣料部門は従来から、女性に対してより多くの雇用機会を提供してきた。公式統計データによれば、縫製部門労働者の大多数は女性で、RMG 部門全体の労働力のおよそ 56 パーセントを占めているということだが、データ不足により統計データはばらつきが多かった。ILO の推計によれば、女性は RMG 部門の労働力の 65 パーセントを占めている。女性は衣料部門労働者の過半数を占めるが、監督者及び経営陣の職位に占める女性の割合は、概ね、極端に低く、同等の職務に就いても男性の同僚よりも概して賃金が低かった。Andreas Menzel（Center for Economic Research and Graduate Education--Economics Institute）及びクリストファー・ウッドラフ（オックスフォード大学）による 2017 年中の研究では、輸出向けの衣料縫製工場における女性の賃金は、労働者の生産性について調整を行った後も、より低いものであることが判明した。この研究によると、技能についての調整を行った後でも、賃金格差の約 3 分の 2 がそのまま残った。調査では、その要因は男性労働

者の方が移動性（モビリティ）が高いことであると考えている。女性は時々、セクシャル・ハラスメントを含め、工場で虐待を受けた。

一部の宗教的少数派、少数民族及び他の少数派が、特に民間部門での差別を報告した（第6節参照）。

e. 受入れ可能な労働条件

国家最低賃金委員会（National Minimum Wage Board）は、最低月給を部門単位で定めた。同委員会は随時招集され得るが、三者会合形式で少なくとも5年おきに会合を開き、賃金体系及び給付金を産業別に設定しなければならない。法律により、政府は雇用主及び労働者と協議の上、政府の公式発表を通じて現行賃金体系を修正又は改正することができる。衣料産業では、同委員会が最低月給を2013年に5,300 タカ（66 ドル）に設定した。アパレル部門での賃金は最低賃金より高いことが多く、また、BEPZA によれば、EPZ 内での賃金は通常、一般的な賃金水準より高かった—月額5,500 タカ（70 ドル）。最低賃金が最も低い水準に該当したのは、2013年に覚書によって日給69 タカ（0.86 ドル）に設定された、茶包装作業の賃金であった。設定された最低賃金はいずれも、都市部住民の生活水準を十分に満たすものではなかった。最低賃金はインフレ（年間平均7パーセントから8パーセント）に合わせて指数化されたわけではないが、委員会は時々、一部の部門での賃金に合わせて生活費調整を行った。

法律により、標準労働時間は1日8時間である。週当たりの標準労働時間は48時間であるが、基本給の2倍の超過時間手当の支払いを前提に、60時間まで延長可能である。超過勤務は義務的であってはならない。労働者は、1日の労働時間が8時間を超える1時間の休憩、又は、1日の労働時間が5時間を超える場合は30分の休憩を取らなければならない。工場労働者は、毎週1日の休暇を与えられなければならない。店舗勤務者は週当たり1日及び半日の休暇を与えられる。法律では労働安全衛生基準を定めており、また法改正により、労働者安全委員会の設置が義務付けられた。同法では、労働者は全て、年間で少なくとも11日の有給祝祭日休暇を許されるべきであると述べている。かかる祝祭の日数及び日付は、雇用主が決定することができる。

労働法実施規則には、工場内に労働安全衛生委員会を結成する際のプロセスの概要が記されており、政府の報告によれば、2017年7月の時点で、およそ2,174の安全委員会が結成されたということである。この委員会には、経営陣と、組合又は工場のWPC（労働者参加委員会）から推薦される労働者の双方が含まれる。組合又はWPCが存在しない場合は、労働省が、労働者代表者の選出を段取りする。

政府は、最低賃金、労働時間、及び労働安全衛生基準を、全ての部門で効果的に実施したわけではない。衣料産業では焦点が強化されたことから一部の衣料工場で法令遵守状況が改善された一方、資源、監察及び是正措置は諸部門にまたがって概して不十分で、違反に対する罰則も、違反を抑止するには不十分であった。

労働・雇用省は労働監督及び問題の有効な修復に向けた人材及び資金が不足している上、同省には、起訴に持ち込まずに直接雇用主に制裁を与える権限もなかった。それにもかかわらず、同省はその人員及び技術的資質の強化に向けた措置を講じた。2017年4月現在で、工場・労働施設検査局（Department of Inspections of Factories and Establishments）は、311人の常勤監察官がいると報告しており、そのうち269人が、2013年のラナ・プラザ（Rana Plaza）のビル崩落事故の後に採用されたとのことである。

2013年に起こったラナ・プラザのビル崩落事故では1,138名の労働者が死亡し、負傷者は2,500名を超えた。この崩落事故をきっかけに、民間企業、外国政府及び国際機関が政府と協力して国内

3,780 カ所を超える縫製工場を検査した。この努力の結果、2017 年 7 月現在で、人命への差し迫った危険性を理由に、231 工場が閉鎖された。多数の工場が、安全条件の改善に向けた措置を講じ始めたが、改善措置はたいいてい、十分な融資を受けられないこと等の一連の要因に起因して迅速に進まなかった。民間アパレル企業による 2 つのイニシアティブ、「アライアンス (Alliance)」と「アコード (Accord)」が、2,400 カ所の工場に対してまず消防及び安全検査を実施したが、この 2 つのイニシアティブ以外で衣料品製造工場に対する政府による監督や法の執行は限定的なままだった。また、これらのイニシアティブが対象としたのはフォーマルな既製服産業だけであり、適切な監督の及ばない、数千カ所ものインフォーマルな衣料品工場やそれ以外の工場は取り残されている。ボイラーや化学品に関連する爆発事故が、火を使用しない産業での事故への注目を高めた。(2017 年)9 月 20 日、ダッカ市郊外ムンシガンジ県 (Munshiganj) の Ideal Textile Mill での火災によって、6 人の工場労働者が死亡した。報道機関によると、火災は、化学品が保管されている、工場の建物の 1 階で発生したとのことである。

殺人等の複数の罪状で告発されたラナ・プラザの所有者のソヘル・ラナ (Sohel Rana) 及び他の被告 40 人に対する、訴訟は、2016 年 7 月に始まった。2017 年 8 月 29 日、ラナは、反汚職委員会に個人資産を開示することを怠ったとして、最長 3 年間の懲役刑の判決を受けた。ラナ及びその他に対する殺人に関する裁判は続いていた。

2012 年にタズレーン・ファッションズ社 (Tazreen Fashions) で発生した火災の関係者に対する審理は、マフムダ・アクテル (Mahmuda Akhter) 会長及び経営責任者のデルワー・ホサイン (Delwar Hossain) を含む 13 人に対する、2015 年 9 月の告訴を経て、2016 年 1 月 9 日に始まった。報道機関によると、2017 年末現在で、裁判は膠着状態だった。

複数の労働者団体によると、法律で定められた安全・衛生基準は十分であり、また法令遵守に向けた措置を講じる工場が増えた。法律では法令不遵守に対する罰金を最大 25,000 タカ (313 ドル) と規定しているが、これは違反の抑止力にはならなかった。

労働時間の法定限度違反は日常的であった。既製衣料品 (RMG) 部門ではしばしば、雇用主が輸出納期を守るために 1 日 12 時間以上の労働を労働者に要求したが、必ずしも働いた時間の対価として適切な報酬を労働者に支給したわけではなかった。ソリダリティ・センターによると、労働者は自ら望んで、法定限度を超えて残業した。雇用主が労働者の給料を遅配する、あるいは休暇手当の全額支給を拒否することが常態化していた。労働省による監察では、超過時間違反の報告が全くなかった。

国民の大多数が働く大規模なインフォーマル部門において、信頼できる労働統計データはほとんど入手できず、またこの部門での労働関連の執行は困難であった。BBS の 2010 年版労働力調査報告書によると、国内の労働者 5,670 万人のうち 4,730 万人がインフォーマル部門の被用者であった。